

手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の 検討会議設置について

1 要旨・目的

「手話言語」及び「情報コミュニケーション」に関する条例の制定に向けて、形式や内容等を具体的に検討するため、有識者・関係者等で構成する協議の場（以下、検討会議）を設置し、次のとおり検討を進める。

2 現状・背景

(1) 検討の背景

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であり、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に取り組んでいく必要がある。

また、手話については、日本語とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語という性格を有するものの、過去には公教育において手話の使用が制約されてきた経緯もあり、手話についての理解促進や手話による意思疎通が行いやすい環境の整備が必要である。

(2) 現状

令和4年には、国において障害の特性に応じた情報の取得利用や意思疎通支援について、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（以下、「法」という）が成立し、県としても法に基づく環境整備等の取組を進める必要がある。

また、今年11月には、日本で初めて聴覚障害者の国際的なスポーツ大会であるデフリンピックが開催されることもあり、条例制定に向けた関係者の機運も高まっていることから、有識者や関係団体等の意見を踏まえて、具体的な検討を進めていくものである。

なお、他の都道府県においては、手話言語条例は40都道府県、情報コミュニケーション条例は14道府県で制定されている。

3 概要

(1) 条例の内容

ア 広島県手話言語条例（仮称）

手話は言語であることの認識のもと、手話言語への理解促進及び普及等の施策を推進することにより、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すための条例。

イ 広島県情報コミュニケーション条例（仮称）

全ての障害者があらゆる特性に応じた様々な方法によって、情報の取得利用や意思疎通を図ることができる環境を構築することにより、相互理解を促進し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すための条例。

(2) 第1回検討会議

令和7年3月中の開催を予定

(3) 検討の進め方

- ア 条例の形式は、手話言語条例と情報コミュニケーション条例をそれぞれ単独で制定する方向で検討する。
- イ 手話言語条例で定める事項については、現在、国において令和7年通常国会への提出を目指している「手話に関する施策の推進に関する法律案（仮称）」とのすみ分けを整理する。
- ウ 情報コミュニケーション条例で定める事項については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年法律第50号）」とのすみ分けを整理する。
- エ 検討した条例案は、附属機関である広島県障害者施策推進協議会に諮問する。
- オ 本条例は、今年11月に日本で初めて開催されるデフリンピックまでの制定を目指す。
- カ その他、条例に基づき実施する施策についても、他県の事例等を踏まえて検討していく。

(4) 構成員案

N0	区分	所属	氏名（職）
1	学識	県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科	長谷川 純（准教授）
2	障害者 関連団体	広島県身体障害者団体連合会	川中 克幸（副会長）
3		広島県ろうあ連盟	大西 章雄（事務所長）
4		広島県難聴者・中途失聴者支援協会	伊達 元一郎（理事長）
5		広島盲ろう者友の会	大杉 勝則（理事長）
6		広島県視覚障害者団体連合会 広島県立視覚障害者情報センター	橘高 則行（会長）
7		広島県精神保健福祉家族会連合会	原田 勉（理事）
8		広島県手をつなぐ育成会	金子 麻由美（会長）
9		広島自閉症協会	金丸 博一（理事）
10		広島難病団体連絡協議会	西河内 靖泰（会長）
11		広島県手話通訳問題研究会	宥免 千英子（理事長）
12		広島県要約筆記サークル連絡会	神垣 巖（会長）
13	行 政	呉市福祉保健部障害福祉課	高浜 理加（主幹）
14		広島県教育委員会特別支援教育課	津村 真一郎（課長）
15		広島県立広島中央特別支援学校	三浦 直宏（校長）
16		広島県立広島南特別支援学校	秋山 努（校長）
17		広島県健康福祉局障害者支援課	畝本 孝彦（自立支援担当監）

(5) 今後のスケジュール案

条例制定までに計4回程度の開催を予定。
必要に応じて、検討会議構成員以外の有識者・当事者団体・市町からも意見を聴取する。

(6) 令和6年度予算額（単県）

351千円